

令和7年度 5月27日開催分 ・大崎上島町農業委員会議事録 作成者 宇郷三恵

日 時	令和7年 5月27日 (火) 午後1時30分	場 所	大崎上島町役場2階会議室
1. 出席 委員	文田秀也・下末典和・幸家真美・藤原孝一・越田賢一		
2. 欠席 委員	中原幸太・岩崎太郎		
3. 出席者 総 数	出席者 5名		
4. その他 出席者	事務局長 三村竜也 事務局 堤飛輪 農林水産係 川上優		
5. 議事録 署名委員	藤原委員・文田委員		
6. 担 当 推進委員	越智正信・佐古岡厚・松井則和・齋藤健司・玉谷誠		
7. 提 出 議 題	<p>審議及び報告事項</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第7号 非農地証明申請について 議案第8号 非農地証明申請について</p>		
8.	議 事 内 容		
事務局	<p>定刻になりましたので、5月の農業委員会を始めたいと思います。 本日、会長が欠席のため、職務代理である越田委員が議事進行を行います。 それでは、よろしく申し上げます。</p>		
議長	<p>あいさつ 議事録署名人の選任ですが、藤原委員と文田委員にお願いします。 それでは、審議事項に入ります。</p>		

	議案第1号農地法第3条の規定による申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 5月27日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを越智委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。
越智委員	8ページの地図を見てください。垂水港から県道を挟んで山側にあります。現地は草や雑木等を刈り取ってきれいになっている途中でした。以上です。
議長	議案第1号について、質問等ありませんか。
下末委員	譲受人と話したのですが、ミカン狩りをさせたいそうです。それを若い人にやってもらいたいということをしていました。
議長	野菜よりはミカンの方が手はかからないですね。 他に質問等ありませんか。ないようですので議案第1号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第1号は許可と決定いたします。 続いて、議案第2号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 5月27日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを佐古岡委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。
佐古岡委員	19ページの航空写真を見ていただけたらわかると思いますが。ターミナルに行く途中の防災道路を作っている途中の間なのですが、言わずと知れた荒れた田んぼで、だいたいここだろうという場所で写真を撮っています。埋め立ててからの話になると思いますが、やる気があるのでいいんじゃないでしょうか。審議の方、お願いします。
議長	議案第2号について、質問等ありませんか。
文田委員	ここは埋め立てをするのですか。
佐古岡委員	埋め立てするんだと思います。周りはみんな埋め立てしていますし。 埋め立てした後に、真砂土を入れて耕作するという話もあるし、防災道路側にハウスを1棟建てられる広さはありますが、道路もまだできていないし。
議長	全部埋め立ててしまう計画ですよ。
佐古岡委員	埋め立ての許可は出ているが、立会ができない、境界の土地の持ち主がどうなっているかが分からないのでストップしているところもあります。
議長	おそらく、ここは1枚の大きな農地にして、それをみんなで分けるみたいな感じにするのだと思いますね。 元々は干拓地ですよ。そのときに分けた土地でしょうから、先祖代々という土地ではないですよ。
佐古岡委員	道路沿いではない農地の持ち主で、かたくなに埋め立てはさせないという方もいましたし、代替わりを待つ状況です。平地が集まれば、農業もしやすくなると思いますね。
幸家委員	今、名義変更もしないといけない法律もできましたしね。少しは進んでいけばいいですね。
議長	他に質問等ありませんか。ないようですので議案第2号は許可をしてもよろしいで

	しょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第2号は許可と決定いたします。 続いて、議案第3号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 5月27日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを佐古岡委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。
佐古岡委員	28ページの航空写真を見てください。家の中の小さな土地で、庭程度の広さです。こういう土地は農業委員会で審議する案件でもないと思うのですが、現地確認写真のように何も荒地です。
幸家委員	わざわざ何でもない土地を農地に認定してあるんですかね。元々、農地だったところを分筆して家を建てて、残った部分ということですかね。
佐古岡委員	家と家の間なので、元々広い農地ではないですね。
事務局長	農地なら税金が安いというのがありますね。 登記簿上の地目で判断しますので。
議長	譲受人が耕作しますか。
幸家委員	家を買いたいとかではなくて。
佐古岡委員	そういうことでしょうか。家が売りに出たので、たまたま農地が付いていたということですか。レモンの木を一本植えたら終わりくらいの広さです。
幸家委員	下限面積もないし、認めてあげたらいいですね。
議長	他に質問等ありませんか。ないようですので議案第3号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第3号は許可と決定いたします。 続いて、議案第4号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 5月27日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地転用許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを松井委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。
松井委員	農地転用の申請ということで、40ページの航空写真を見てください。中央に越田さんのハウスがありますが、県道を挟んで斜め向かい側に申請地があります。道から見て申請地の奥側にはライムが植わっており、転用予定地はきれいな更地になっています。こちらに理髪店をするためにプレハブを設置するのと、駐車場スペースも作る予定です。水道管等も設置しており、写真のように準備万端でした。以上です。
議長	議案第4号について、質問等ありませんか。
文田委員	やっとなるんですね。
議長	元々、計画はあったらしのですが、1年くらい前から本格的に準備を始めて、今回の申請となったようですね。 他に意見等ありませんか。ないようですので議案第4号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第4号は許可と決定いたします。 続いて、議案第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和7年 5月27日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地転用許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) 盛土規制法による通常の営農行為の範疇の判断基準の確認フローで判断後、農業委員会の許可を経て、6月の広島県農業会議にて意見を求めます。 こちらを齋藤委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。</p>
齋藤委員	場所ですが、大串入相新開の悪洲側の端にあります。現状は現地確認の写真をご覧ください。このように草が生えた状態です。以上です。
議長	この土地は、何か月前に3条で出てきましたよね。周りは埋め立ててないけど、ここだけを埋め立てて大丈夫なんですか。
事務局	補足します。今回の申請地の隣が原野で、そちらも併せて埋め立てる予定なのですが、農地ではないので申請にはできません。申請地と隣の田の間には水路があり、1筆空いている状態です。
議長	それではここだけが高くなっても、周りの田に影響はないのですね。トラックは入るのですか。
齋藤委員	結構広いですね。奥でも回れるくらいですし、舗装もされています。
議長	もっと上流の方で埋めるのならまだ、一番下側なので、水路とか影響がないか。
文田委員	地盤がゆるいので引っ張られるとかね。
議長	道路に影響があったら、町で直せとなるかもしれない。
事務局	ただ農業委員会としての見解が、そこまで意見としていえるかどうかということがありますね。 申請者としても、営農をするにあたって低いので上げたいという思いがあるので、先ほどのフローチャートも確認していただいて、通常の営農行為ということも農業委員会として確認いただけたらと思います。
文田委員	申請者は、農業を頑張っているからね。
議長	他に質問等ありませんか。ないようですので議案第5号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第5号は許可と決定いたします。 続いて、議案第6号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和7年 5月27日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、農地転用許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) 盛土規制法による通常の営農行為の範疇の判断基準の確認フローで判断後、農業委員会の許可を経て、6月の広島県農業会議にて意見を求めます。 こちらを玉谷委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。</p>
玉谷委員	63ページの住宅地図を見てください。親水公園の近くにある休耕田ですが、ここに東原下で農地造成をしている場所の切土を持ってきて畑にするそうです。特に問題はないと思いますが審議の方、お願いします。
文田委員	うちの隣です。申請はお父さんですが、息子さんが帰ってきて農業をするそうです。お父さんは昔から農業をしていますし、土も耕作できる良い土です。ちょっと話したのですが、休耕田で少し低いので、平らにして農業をしたいと言っていました。荒れているところをきれいにして植える準備をしています。
議長	他に質問等ありませんか。ないようですので議案第6号は許可をしてもよろしいで

	しょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第6号は許可と決定いたします。 続いて、議案第7号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第7号 非農地証明申請について 次のとおり、農地法の適用を受けていない旨の非農地証明申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 5月27日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、非農地証明現地確認書を基に説明) 現況は道路横の法面で、平成2年頃に道路改良により地形が変わり急斜面になったため、耕作できる状況ではありません。
議長	議案第7号について質問等ありませんか。ないようですので議案第7号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第7号は許可と決定いたします。 続いて、議案第8号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第8号 非農地証明申請について 次のとおり、農地法の適用を受けていない旨の非農地証明申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和7年 5月27日 大崎上島町農業委員会会長 岩崎 太郎 (別紙、非農地証明現地確認書を基に説明) 申請地は70年以上前に道路と家屋が建設されていましたが、謄本の地目と現状が異なっていることが発覚したため、今回の申請となりました。
議長	議案第8号について、質問等ありませんか。 申請者はここに住んでいますか。
事務局	申請者は県外に住んでいますね。ただ、現地はきれいな状態でした。
幸家委員	形状は農地と道路と家屋にわかれており、どう考えても違いますね。
議長	沖浦の方は多いですね。
幸家委員	国土調査が終わったらきれいになるんですかね。いちいちこうやって直していかないといけない。
事務局	必要な場面がないと、直すメリットがないですよ。
幸家委員	お金もかかりますしね。多分、売買されるんでしょうね。
議長	昔こうやって家等を建てていても、罰則はないんですか。
事務局	何十年も経っていますし、公衆用道路も作っていますからね。
議長	今回の件は、所有者が売買のために調べて分かったのでしょうか、町の方で分からないのですか。
事務局	分からないとしか言いようがないですね。たとえば税の情報は税務職員しか分からないですからね。
議長	他に質問等ありませんか。ないようですので議案第8号は許可をしてもよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第8号は許可と決定いたします。 審議事項は以上です。他に意見等ありませんか。ないようですので農業委員会を閉会します。

<p>9. 議決及び 賛否の数</p>	<p>議案第 1号 賛成 4名 反対 0名 議案第 2号 賛成 4名 反対 0名 議案第 3号 賛成 4名 反対 0名 議案第 4号 賛成 4名 反対 0名 議案第 5号 賛成 4名 反対 0名 議案第 6号 賛成 4名 反対 0名 議案第 7号 賛成 4名 反対 0名 議案第 8号 賛成 4名 反対 0名</p>
<p>10. 閉会日時</p>	<p>令和7年 5月27日 (火) 午後14時35分</p>
<p>11. 議事録 署名</p>	<p>議事録署名人 岩崎 太郎  議事録署名人 藤原 孝一  議事録署名人 文田 秀也 </p>